

重要事項説明書(別表)

〈サービス利用単位・料金(1日あたり)〉

平成30年1月1日より

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		625	691	762	828	894
栄養マネジメント加算						
・常勤の管理栄養士を配置 ・利用者ごとの栄養ケア計画を他職種共同で作成し、実行・評価・見直しを行う		14	14	14	14	14
日常生活継続支援加算(Ⅱ)						
・利用者総数の内、要介護4・5の利用者が70%以上。重度の認知症の利用者の割合が65%以上。痰の吸引や経管栄養の利用者が15パーセント以上のいずれか。 ・介護福祉士を利用者数6人に対し1人以上配置する		46	46	46	46	46
看護体制加算Ⅰ						
Ⅰ:常勤の看護師を1名以上配置		12	12	12	12	12
個別機能訓練加算						
・利用者ごとに、多職種が共同し、個別機能訓練計画を作成し、実施		12	12	12	12	12
介護職員処遇改善加算						
合計単位数×8.3%		65	70	76	81	87
利用料金 1単位×10.27(糸島市)		7,949	8,678	9,469	10,198	10,938
2. うち、介護保険から給付される金額		7,792	8,231	8,934	9,582	10,239
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	1割	157	447	535	616	699
サービス利用に係る自己負担額 (2割負担の場合)	2割	314	894	1,070	1,232	1,397
4. 居室に係る自己負担額		1日1,970円 (負担限度額認定を受けている場合は、認定証記載の限度額)				
5. 食事に係る自己負担額		1日1,600円 (負担限度額認定を受けている場合は、認定証記載の限度額)				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)		3,727	4,017	4,105	4,186	4,269

<入院又は外泊された場合の料金>(1日あたり)>

1. サービス利用料金 (外泊時費用)	2,494円	1月に6日間を限度
2. 居室に係る自己負担額 (居住費)	1,970円	1月に6日間を限度
3. うち、介護保険から給付される金額	円	
4. 自己負担額(1+2-3)	円	

<その他の加算の単位(1日あたり)>

初期加算	30	入所日より起算して30日以内。入院期間が1ヶ月以上になり、退院となった場合。
療養食加算	18	医師の食事せんに基づく食事が提供される場合
経口移行加算	28	経管栄養の方が医師の指示に基づき、経口移行計画に沿った食事が提供される場合
経口維持加算Ⅰ	28	経口摂取の方で、著しい摂食障害があり、医師の指示に基づき経口による食事の摂取を進めるための管理を行う場合
経口維持加算Ⅱ	5	経口摂取の方で、摂食障害があり、医師の指示に基づき経口による食事の摂取を進めるための管理を行う場合

退所前訪問相談加算	460	1回につき	ご利用者が退所後、在宅に戻られる場合、その際の相談援助に係る費用
退所後訪問相談加算	460	2回につき	
退所時相談援助加算	400	1回限り	
退所前連携加算	500	1回限り	
看取り介護加算	144	医師が終末期であると判断し、本人・ご家族の同意を得て看取り介護を行い、死亡前4日～30日	
経口維持加算Ⅰ	400	経口摂取の方で、著しい摂食障害があり、医師の指示に基づき経口による食事の摂取を進めるための管理を行う場合	